

○常勤役員の業績給の支給基準について

平成 18 年 3 月 31 日

達 第 4 号

役員給与規程第 5 条第 2 項及び 3 項に規定する理事長及び理事の評価結果に基づく基準値は、各事業年度の実績評価の評価項目ごとに点数化 (AA=5、A=4、B=3、C=2、D=1) して合計し、項目数で除して得られた値に応じ下表により決定する (小数点 2 位以下四捨五入)。

理事については、その職責に係る項目ごとの点数の合計を、その職責に係る項目数で除して得られた値による。

得られた値	評価記号
4.6 から 5	AA
3.6 から 4.5	A
2.4 から 3.5	B
1.6 から 2.3	C
1.5 以下	D

付則

この達は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。